平成２９年（フ）第２１９号
石川県白山市手取町コ51番地８、従前の住所石川県白山市平加町ヌ44番地４
債務者　安宅　　宏
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５７号
長野市中越２丁目８番19号
債務者　三森　妙子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
長野県埴科郡坂城町大字南条4795番地５
債務者　竹田　政幸
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２６５号
岐阜市九重町２丁目12番地３（緑風ビル301）
債務者　安井　祐子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５１号
岐阜県美濃加茂市森山町４丁目３番26号　エクセルハイム101号、前住所岐阜県可児市禅台寺６丁目56番地
債務者　清水　　晃
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１４９４号
名古屋市中川区愛知町40番10号　グリーンコーポ101号、従前の住所名古屋市中川区高畑４丁目16番地　ｗｉｌｌ　ｄｏ高畑802号
債務者　名倉　　孝
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７号
三重県伊賀市ゆめが丘６丁目28番地の８　Ｓｔ．パナホームＣ―102
債務者　渡辺　健二
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第７９号
三重県名張市百合が丘東７番町24番地
債務者　浅井　佳子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第８０号
三重県名張市百合が丘東７番町24番地
債務者　浅井　　宏
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第２８号
三重県北牟婁郡紀北町島原2790番地
債務者　野村　貴美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第１４３号
滋賀県近江八幡市馬淵町2831番地（あじさい302号）
債務者　中島　善子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２３号
島根県鹿足郡津和野町寺田1941番地５、前住所島根県益田市高津２丁目11番６号
債務者　椋　あゆみ
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第２５号
島根県益田市遠田町3108番地５（412）
債務者　**原**　　郁夫
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第７５８号
広島市安佐北区落合３丁目11番13号
債務者　伊藤悠一郎
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８５号
広島市佐伯区五日市町大字上河内1676番地21
債務者　益田まゆみ
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３号
山口県下関市新地西町８番19―303号　ハイツニュービレッジ、前住所山口県下関市西大坪町８番８号
債務者　濵口　ルミ
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
愛媛県新居浜市神郷１丁目２番９号　アイホーム101号、前住所愛媛県今治市新谷甲971番地８
債務者　近藤ひとみ（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
松山地方裁判所西条支部